

障福推第1146号
令和6年4月1日

本庁各課（所）長
各地域機関の長 } 様

福祉部長

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」の
一部改正について（通知）

このたび、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を一部改正し、令和6年4月1日から施行することとしましたので、所属職員への周知をお願いします。

担当：障害者福祉推進課
総務・計画・団体担当 富山
電話：048-830-3310
メール：a3310-01@pref.saitama.lg.jp